

県立いなみ野特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

本校は、こころ豊かな人づくりを基盤に「明朗・協力・自立」の校訓に則り、人間尊重の精神に徹し児童生徒の障害の状況や特性、生活の様子等を的確に実態把握し、社会の一員として主体的に参加し、自立できる力と意欲を育てることを目指している。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を策定する。

2 基本的な方向

本校は、昭和55年、知的障害のある児童生徒を対象に、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育とともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な教育を行い、児童生徒一人一人の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うことを目的に設置され、地域や関係機関との連携のもと小中高の一貫した教育活動を実践している。

また、地域の小中学校や高等学校との交流及び共同学習はもとより、多くの地域行事に参加し、社会との交流を積極的に進めている。これらの活動を通じて、児童生徒の社会性を高めるとともに、近隣の学校や地域に対して障害のある児童生徒への理解と啓発を進めている。

授業においては、キャリア教育の視点に立ち、小・中・高の一貫した系統性のある指導を行っている。特に自立活動や作業等の授業において人間関係の形成に向けた学習に取り組んでいる。

平素より、少人数の児童生徒を複数の教員で指導する体制をとっており、個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ微妙な変化への対応をしている。また、毎日の連絡帳を利用して家庭等との連携を密にすることで自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても、きめ細かく対応している。いじめについては、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、本人への聞き取り（アンケート）は記名式とし、各学期に1回実施する。生活実態調査を含めることにより、生徒が抱える実情を捉えやすい形態とする。

別紙3 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有を通して、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。つまり、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、情報を得た教職員がいじめ対応委員会に連絡するなど、実効性の高い取り組みにする。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、疑いがある場合も含め、いじめの有無を校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

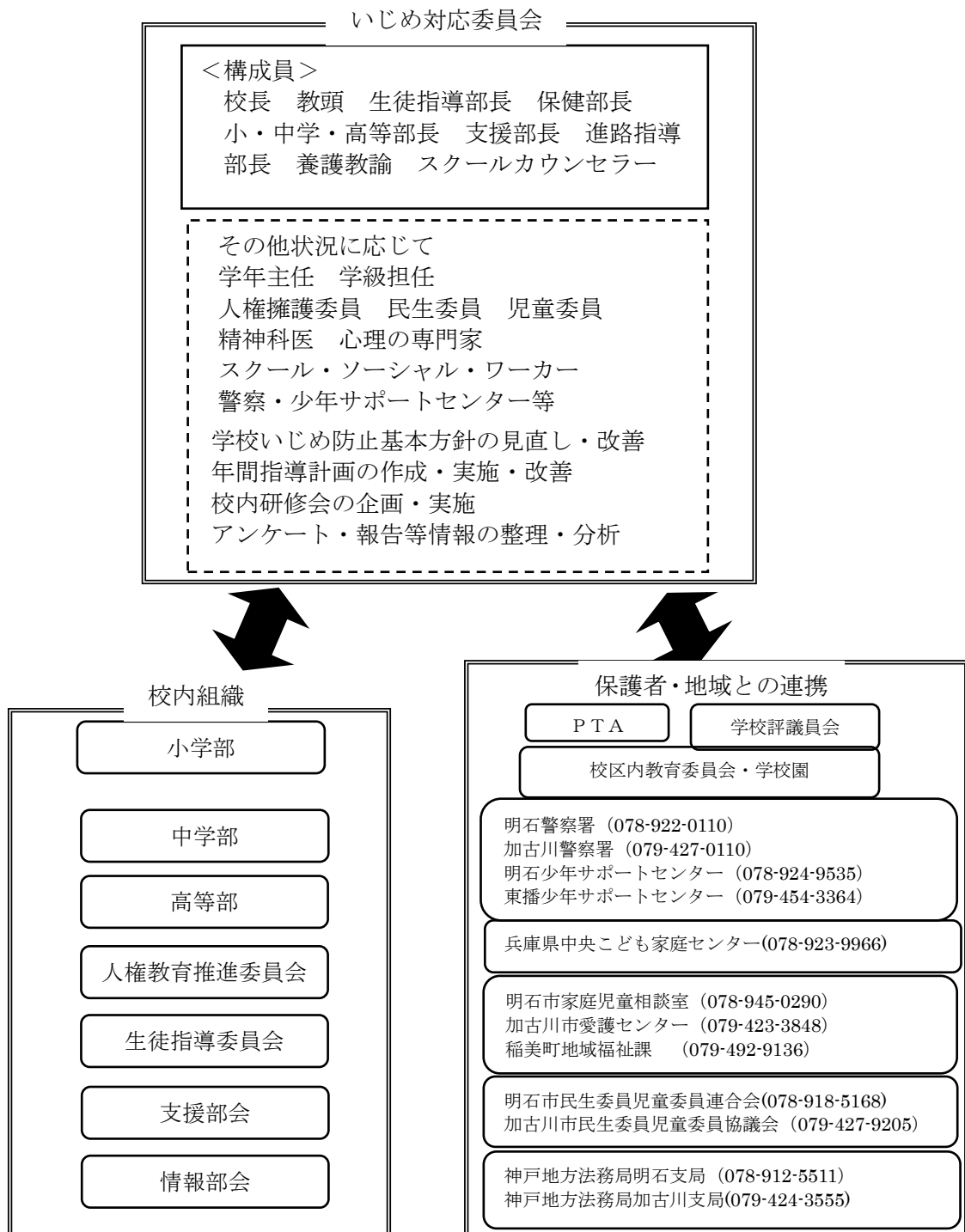
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問、学校のホームページで公開するなど、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、学校評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善する。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限り、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域等からの意見を積極的に受け取れるように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な対応ができる、「いじめ対応委員会」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、学校評価に位置付け、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている 机と机の間に不自然な隙間がある
 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする グループ分けをすると特定の子どもが残る
 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている
 下を向いて視線を合わせようとしない 顔色が悪く、元気がない
 腹痛など保健室へ行きたがる 遅刻・欠席が多くなる
 職員室や保健室付近をうろろする ときどき涙ぐんでいる
 いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 一人であることが多い 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 教室へよく遅れて入ってくる 教職員の近くにいたがる
 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる 机を少し離している
 食事量が減っている 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる

●清掃時

- 重いもの、汚れた物をもたされることが多い 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 持ち物や机などに落書きをされる 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 部活動を休みがちになる 服に靴の跡がついている
 手や足に擦り傷やあざがある 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
 遊び仲間が変わる 必要以上のお金を持っている
 トイレなどに個人を中傷する落書きがある 携帯電話やネットを気にする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている 悪者扱いされていると思っている
 あからさまに教職員の機嫌をとる 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
 教職員によって態度を変える 教職員の指導を素直に受け取れない
 グループで行動し、他の子どもに指示を出す 他の子どもに対してきつい言葉を使う
 他の子どもに威嚇する表情をする 認められる場が少ない

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応委員会 指導方針・計画等 職員会議※1	道徳授業 自立活動 東播磨地区生徒指導担当者会※6	担当者間引継 保護者懇談 個別の教育支援 計画作成にかかわる実態把握
5月			保護者懇談
6月	加古川地区学警 連絡・校外補導連 盟委員会		本人への 聞き取り (アンケート)
7月	カウンセリング 研修※3	サイバー犯罪防止 講演※9	保護者懇談
8月	人権研修会※2 いじめ対応委員会 情報交換・計画修正		連絡帳
9月		全体生徒指導※8	
10月	学校評価の実施 ※4		本人への 聞き取り (アンケート)
11月			
12月			保護者懇談
1月			本人への 聞き取り (アンケート)
2月	学校評議員会 で見直し※5		
3月	いじめ対応委員会 本年度のまとめ 次年度の計画 課題解決策の検討		保護者懇談 前在籍校との引継

職員会議等

- ※1 職員会議：いじめ対応マニュアルの確認・指導方針や指導計画の共通理解
- ※2 人権研修会：外部講師による子どもの人権に関する研修
- ※3 カウンセリングマインド研修：県が実施するカウンセリング研修を受けて、本校職員が講師となり全校職員向けに実施する。
- ※4 学校評価を実施（10月）
- ※5 学校評議委員会で見直し（2月）

未然防止に向けた取組

- ※6 東播磨地区生徒指導担当者会：通学生の状況を説明
- ※7 仲間づくり活動
 - ・学部集会（高：月に1回
小・中：学期に1回）
 - ・遠足、校外学習等
 - ・居住地校・学校間交流
- ※8 全体生徒指導（学期に1回）
- ※9 外部講師によるネットいじめ防止
年間を通し、自立活動に合わせた指導、道徳等を活用して人間関係の形成や規範意識、人権意識を高める指導を行うとともに学校行事を通して好ましい人間関係づくりを図る。

早期発見に向けた取組

- ※10 学年会：学年単位の担当者打合せ会（月2回）
 - ※11 小学校・中学校との連絡会
 - ※12 学部会；各学部ごとの情報交換（週1回）
 - ※13 こころの相談（月1回）
スクールカウンセラーによる相談（年6回）
- 個別の教育支援計画等作成にかかわる保護者懇談、学期末の定例保護者懇談を実施するとともに参観日等を利用した懇談、毎日の連絡帳を活用した保護者との緊密な情報共有を図る。
年度末や年度当初に担当者間での児童生徒状況の引継を行い、個別の状況の理解を図る。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応して当たる

